

平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料の免除制度が開始されます

- 施行日
平成31年4月1日
- 対象者
「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方。
- 免除期間
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）
- 産前産後期間の取扱い
産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
保険料を前納された方は産前産後期間の保険料は還付されます。
また、付加保険料の納付を希望される方は、保険料は免除されますが付加保険料は納付することができます。
- 届出時期
出産予定日の6カ月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。出産後も届出をすることができます。この場合の免除期間は出産月の前月から出産月の翌々月までの4カ月間です。
※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。
- 届出先
広野町役場健康福祉課窓口
申請書は健康福祉課窓口または年金事務所に備え付けます。また、平成31年4月以降は年金機構のホームページからもプリントアウトできるようになる予定です。
- 必要書類
出産前に届出をする場合：母子健康手帳など
出産後に届出をする場合：
出産日は町で確認できるため原則不要
※ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類
- 個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
届出者本人が窓口で届出を提出する際は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
マイナンバーカードをお持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。
なお、郵送で申請する場合は、マイナンバーカードの表裏両面または①および②のコピーを添付してください。
①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
②身元確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。

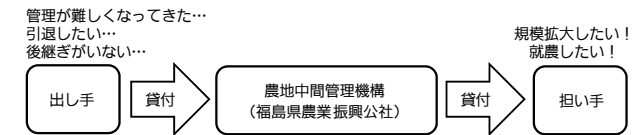
試験名	申込受付期間	第1次試験日
総合職試験 (院卒者試験・大卒程度試験)	【インターネット】3月29日(金)午前9時～ 4月8日(月) [受信有効]	4月28日(日)
一般職試験 (大卒程度試験)	【インターネット】4月5日(金)午前9時～ 4月17日(水) [受信有効]	6月16日(日)
一般職試験 (高卒者試験)	【インターネット】6月17日(月)午前9時～ 6月26日(水) [受信有効]	9月1日(日)

なお、申し込み方法や受験資格などの詳しい内容については、人事院ホームページまたは下記にお問い合わせください。

問 人事院東北事務局 第二課 試験係 ☎022-221-2022
人事院ホームページ[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

農地中間管理事業について

農地中間管理機構は、出し手から農地を一旦借り受け、受け手である担い手に貸し付けます。貸借の手続きが簡単で、公的機関なので安心です。
地域の話し合いに基づく「人・農地プラン」とセットで取り組むことで、効率的な農地の集積・集約を図ります。



- 出し手の方へ
①契約期間満了時には確実に地主の方に返還されます。再契約することも可能です。
②農業者年金（委譲年金）受給者は引き続き受給できます。
③機構へ貸し付けるには、賃借の調整がつく場合のみとなります。
④賃借契約には、農業委員会を経て、町の公告が必要となります。
⑤貸付期間（10年以上）や貸付ける農地の条件により、協力金が支払われる場合があります。
⑥農地の借付希望者は申出書（出し手用）を提出してください。（随時受付）

- 担い手の方へ
①農地の集団化や経営規模拡大を図ることができます。
②10年契約することにより、長期的に安定した農業経営が可能になります。
③機構が実施している公募に応募し、借受希望者リストに登録・公表（機構のホームページなど）される必要があります。
④農地の違反転用をしている場合は、是正する必要があります。
⑤機構と担い手との賃借契約には、県の認可公告が必要となります。
⑥借受希望者の公募（受け手用エントリーシート）に応募してください。（随時受付）

- 留意事項
①農業振興地域内の農地が賃借の対象です。
②農地などの諸条件、受け手の状況によっては、農地を借り受けできない場合や手続きに長期間要する場合があります。
③賃借料は、金納または物納となります。
④出し手および受け手には、契約期間中、毎年の賃借料の1%の手数料がかかります。

問 広野町産業振興課 ☎0240-27-4163

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」
福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【求職者向け】職場体験実習“大人のインターンシップ”参加者大募集!!

就職活動に一步が踏み出せず不安、未経験の職種にチャレンジしてみたいけど自分に合うかわからない…。そんな方、必見!!県内440以上の登録事業所の中から興味のあるお仕事を体験できるチャンスです。求人票だけではわからない職場を自分で見て、聞いて、やってみる。そんな体験型の就職活動はいかがですか。是非お気軽にお問い合わせください。
※お申し込み随時受付中!

- 体験期間 1～3日（見学だけでもOK）
- 体験時間 体験先の所定労働時間内（8時間以内）
- 体験内容 体験先の事業所が営む業務の体験
- 体験先 職場体験実習登録事業所

【求職者向け】福島県内への就職相談

就職活動についての悩みや不安を相談してみませんか？ひとりで悩まず、ご相談ください。

【電話相談】【窓口相談】【メール相談】にて、相談員が対応します。

- 【電話】フリーダイヤル 0120-810-650
受付時間：平日午前9時～正午、午後1時～午後4時30分
- 【窓口】※予約制（フリーダイヤルにお問合せください）
- 【メール】ホームページ（https://fkkoyou.net/）の専用フォームから24時間受付中



※詳しくはお問い合わせいただくか、チラシまたはホームページをご覧ください。

問 ホームページ 働きたいネット 検索
福島広域雇用促進支援協議会 広野窓口
(広野町役場産業振興課内)
☎0240-23-5586 ☎0240-23-5587

